

令和5年度ふれあいセンターフラットピア川島 利用団体登録方法について

(令和5年1月20日 教育長決裁)

1 団体登録について

下記の要件を満たしている団体で、登録の申請を教育委員会にすることで、登録できます。

- ・町内在住・在勤者が5名以上で構成される団体。なお、10名を超える団体については、町内在住・在勤者が半数以上であること。
- ・施設の利用規則を守り、使用することができること。
- ・個人及び団体の営利を目的とした団体でないこと。
(営利目的で会費や参加費を徴収している団体は、登録を認めません。)

以上の要件を確認したうえで『利用登録団体申請書』『会員名簿』『使用料減免申請書』『社会教育施設利用登録団体活動内容等の照会について(任意)』の提出を受け付け、教育委員会で内容承認後に登録許可いたします。(申請内容に不備があった場合や、登録を許可することができない場合は、連絡いたします。)

受付後、許可された団体には、後日「使用料減免許可書」を交付します。この減免許可書は、「使用料減免団体の証明」となりますので、紛失しないようご注意ください。

なお、使用料の減免は許可日から適用されます。減免許可日よりも以前に支払った使用料には適用されませんのでご注意ください。

(登録申請団体 → 教育委員会)

・「利用団体登録申請書」「会員名簿」「使用料減免申請書」「社会教育施設利用登録団体活動内容等の照会について」

各1部を提出する。

(教育委員会 → 登録申請団体)

・使用料減免許可書(当年度有効)

1部が送付される。

2 利用調整会議について

上記の手続を経て登録された団体には、6ヵ月に1度開催される利用調整会議（年2回）にご出席をお願いいたします。利用調整会議では、利用団体と調整のうえ、6ヵ月間の利用予約を受付することができます。

会議に欠席されますと、希望する日時に施設を利用することができなくなる場合もございます。

また、利用調整会議は事務連絡等もありますので、出席をお願いいたします。（代理出席可）

3 使用申請記入及び使用料の納付について

利用調整会議で決定した使用日（仮予約）について、教育委員会に使用申請をするとともに使用料を納付（本申請）し、使用許可を受ける必要があります。

- ・申請場所はふれあいセンターフラットピア川島（受付時間 8：30～19：00）になります。
なお、毎週月曜日（月曜日が祝日の場合は火曜日）、国民の祝日、年末年始は申請・納付できません。
- ・必ず使用日の前日までに申請をし、許可を受けてください。事後申請はできませんので、日曜や祝祭日などに使用する団体についてはご注意ください。
- ・登録団体による申請は、申請する日の6か月先の使用日まで申請することが可能です。
- ・申請後のキャンセルは、原則としてできません。ただし、台風・大雪など、利用にあたり団体会員に危険を及ぼす可能性がある場合や特別な事情があると認められるときは、次回以降の利用に振替可能とします。

（登録団体 → 教育委員会）

- ・使用申請書の記入
- ・使用料の納付

（教育委員会 → 登録団体）

- ・使用許可書及び領収書の発行

4 施設の利用について

施設の使用については、下記のことを厳守して使用すること。

- ・施設利用者は、他の人の迷惑となる行為をしないこと。
- ・幼児と一緒に使用するときは、子供から目を離さないこと。
- ・決められた使用時間は厳守し、時間内に清掃を行い退出すること。
- ・施設内での火気の使用及びアルコール類の持ち込みはしないこと。

- ・ゴミ等は、使用者の責任において持ち帰ること。
- ・施設内での喫煙はしないこと。
- ・施設内の備品・器具・機械等を許可なく使用しないこと。
- ・未成年のみでの使用は認めない。保護者、教員等の監督下で使用する事。
- ・施設利用者は、使用許可書に定める遵守事項及び、教育委員会の指示に従うこと。
- ・新しい生活様式を踏まえ、感染症予防に努めてください。特に、風邪に似た症状のある方、発熱している方は施設の利用を控えてください。
- ・施設利用時の感染症防止策チェックリストの項目を遵守してください。

※上記内容について守られなかった場合は、使用許可の取消や、団体登録の抹消などの措置を取る場合があります。

※利用登録団体の皆さまには、施設周辺の清掃にご協力いただく場合があります。